

社会福祉法人和光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和光会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 前項の場合において、交通費については、その実費を支払うものとする。

(報酬等の支給の方法)

第4条 報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、それぞれに定める時期とする。

- (1) 理事長については毎月末日。ただし、理事会等に出席の場合はその都度
- (2) 上記以外については、その都度事由が発生した日

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（一夜）	日当（日額）	そ の 他
実 費	実 費	2, 2 0 0 円	実 費

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月7日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

別表

(1) 理事

	日 額 (4時間未満)	日 額 (4時間以上)
理事会等会議への出席	3,000円	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円	5,000円

(2) 監事

	日 額 (4時間未満)	日 額 (4時間以上)
監事監査等への出席	3,000円	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円	5,000円

(3) 評議員

	日 額 (4時間未満)	日 額 (4時間以上)
評議員会への出席	3,000円	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円	5,000円